

教新高第 1 1 4 号  
平成 1 6 年 7 月 2 0 日

山梨県高等学校入学者選抜制度審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県の高等学校入学者選抜制度に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第 2 条第 2 項の規定により設置される貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 通学区域の在り方について
- 2 小学区・総合選抜制度の在り方について
- 3 その他、現行の入学者選抜制度等について

諮 問 の 理 由

山梨県の通学区域については、昭和 2 5 年に高等学校教育の普及およびその機会均等、通学上の便宜を図る等のため制度化されました。

昭和 3 0 年代後半より生徒急増期に入り、高度経済成長を背景とした高校進学率の大幅な上昇に伴い、受験競争の高まりと相まって、学校間格差への対応が課題とされる中、昭和 4 2 年「山梨県立高等学校通学区域等に関する規則」を制定し、改めて普通科の通学区域を設定するとともに、総合選抜制度を導入いたしました。

以降現在に至るまでには、産業・経済の進展に伴い社会情勢が大きく変化しており、居住地の広域化、移動時間の短縮化等、生徒の通学環境も大きく変容しています。しかしながら、現在の通学区域の設定は、基本的には昭和 4 2 年当時と変わっておりません。さらに、生徒の興味・関心、能力・適性、進路等が多様化しており、生徒の進路希望に的確に対応することも求められています。

国では、公立高等学校の通学区域の弾力化を進めるため、通学区域の設定を規定していた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 5 0 条を削除し、通学区域の設定については、都道府県教育委員会の判断に委ねることにしました。これを受け、全国的な流れは、通学区域拡大の方向にあります。

また、本県においても、学識経験者等で構成する第 2 次新しい高校づくり課題研究協議会から、「通学区域については、拡大する方向が望ましい。」との報告を受けております。

このことから、現状の通学区域の在り方、小学区・総合選抜制度の在り方等について検討する必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県高等学校入学者選抜制度審議会を開催し、通学区域の在り方、小学区・総合選抜制度の在り方についてご審議をお願いするとともに、現行の入学者選抜制度等の改善についてご審議いただきたく諮問するものであります。